



(新)

別表 (第3条関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
(1) 基盤整備事業	・南国市及び土地改良区	<p>国営ほ場整備を円滑に推進するために、地域の合意形成に必要な国営ほ場整備事業の対象とならない附帯施設等の整備に要する経費</p> <p>1. 地域の合意形成に必要な施設等 (取水、排水施設等)</p> <p>※削除</p>	<p><u>補助対象経費の100分の45以内とし、1,000円未満は切り捨てとする。</u></p>	1箇所あたり300千円を上限とする。
(2) 営農推進事業	・南国市、土地改良区並びに南国市長が認める団体及びグループ等	<p>国営ほ場整備を契機とした「稼げる農業」を実現するために、高収益作物の新規導入・定着等の推進に要する経費</p> <p>1. 高収益作物の導入推進に必要な調査や研修に要する経費及び栽培指導等に要する経費 (旅費、役務費、使用料、謝金等)</p> <p>2. 高収益作物の試験栽培等に必要な資材や機械等のリース、機器の購入等に要する経費 (使用料、報償費、需用費)</p>	補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満は切り捨てとする。	1箇所あたり500千円を上限とする。

(旧)

別表 (第3条関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
(1) 基盤整備事業	・南国市及び土地改良区	<p>国営ほ場整備を円滑に推進するために、地域の合意形成に必要な国営ほ場整備事業の対象とならない附帯施設等の整備に要する経費</p> <p>1. 地域の合意形成に必要な施設等 (取水、排水施設等)</p> <p>※補助対象事業に要する経費から受益者負担金等特定財源を控除した額を対象</p>	補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満は切り捨てとする。	1箇所あたり300千円を上限とする。
(2) 営農推進事業	・南国市、土地改良区並びに南国市長が認める団体及びグループ等	<p>国営ほ場整備を契機とした「稼げる農業」を実現するために、高収益作物の新規導入・定着等の推進に要する経費</p> <p>1. 高収益作物の導入推進に必要な調査や研修に要する経費及び栽培指導等に要する経費 (旅費、役務費、使用料、謝金等)</p> <p>2. 高収益作物の試験栽培等に必要な資材や機械等のリース、機器の購入等に要する経費 (使用料、報償費、需用費)</p>		1箇所あたり500千円を上限とする。